

市報第 5 号

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
及び横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等
の基準に関する条例の一部改正についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、令和4年3月15日横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年5月18日

横浜市長 山中竹春

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第11号

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
及び横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等
の基準に関する条例の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第84条第1項第5号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第

1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

(横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第7条第2項第3号及び第73条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第1号から第6号まで省略）

- (7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。

地方自治法（抜粋）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。